

改正前	改正後
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域(政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを除く。)のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる要件を満たす土地の区域</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>オ 幅員(自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。)が安全かつ円滑に対面通行できる幅員をいう。以下同じ。)5.5メートル以上を備え、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないように適当に配置され、及び当該土地の区域外の幅員5.5メートル以上の道路と接続している道路が存すること。</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、指定をした土地の区域の変更について準用する。</p> <p>第4条 前条の規定によるもののほか、同条の規定により指定した土地の区域以外の土地の区域(政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを除く。)で次の各号に掲げる要件を満たすものは、法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域とする。</p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域(政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを除く。)のうち、市長が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる要件を満たす土地の区域</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>オ 有効幅員(自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。)が安全かつ円滑に対面通行できる幅員をいう。以下同じ。)5.5メートル以上を備え、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないように適当に配置され、及び当該土地の区域外の有効幅員5.5メートル以上の道路と接続している道路が存すること。</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前2項の規定は、指定をした土地の区域の変更について準用する。</p> <p>第4条 前条の規定によるもののほか、同条の規定により指定した土地の区域以外の土地の区域であって、環境の保全、災害の防止、通行の安全、事業活動の効率化又は沿道の秩序ある土地利用を図る上で支障がなく、かつ、規則で定める要件を満たしている区間として市長が指定した道路の区間(以下「指定区間」という。)の道路境界線から50メートルの範囲内のもの(政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを除く。)は、法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域とする。</p>

- (1) 前条第1項第1号ア、ウ及びカに掲げる要件を満たしていること。
- (2) 幅員5.5メートル以上を備え、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないように適当に配置され、及び当該土地の区域外の幅員5.5メートル以上の道路と接続している道路（以下「区域内道路」という。）から50メートルの範囲内であること。

(新設)

(法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途等)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項各号（第6号を除く。次項において同じ。）に掲げる建築物の敷地は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる建築物の区分に応じ、建築物の敷地の出入口がそれぞれ次に定める道路に接していること。

ア 第1項第1号に掲げる建築物（自己用住宅に限る。） 第3条の規定により指定した土地の区域にあつては幅員4メートル以上の道路（建築基準法第42条第2項の規定による道路を含む。）、前条

(削除)

(削除)

2 前条第2項から第4項までの規定は、指定区間の指定について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「指定をした土地の区域」とあるのは「指定区間（同項に規定する指定区間をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「次条第1項」と、「前項」とあるのは「同条第2項において準用する前項」と、同条第4項中「前2項」とあるのは「次条第2項において準用する前2項」と、「指定をした土地の区域」とあるのは「指定区間」と読み替えるものとする。

(法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途等)

第5条 (略)

2 (略)

3 第1項各号（第6号を除く。次項において同じ。）に掲げる建築物の敷地は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) (略)

(2) 第3条の規定により指定した土地の区域にあつては、建築物の敷地の出入口が有効幅員5メートル以上の道路（自己用住宅にあつては、建築基準法第42条第1項に規定する道路（同条第2項の規定による道路を含む。））に接していること。

の規定により指定した土地の区域にあつては区域内道路

イ アに掲げる建築物以外の建築物 第3条の規定により指定した土地の区域にあつては幅員5メートル以上の道路, 前条の規定により指定した土地の区域にあつては区域内道路

(新設)

- (3) 規則で定めるところにより, 建築物の敷地内の下水(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第1号に規定する下水をいう。以下同じ。)を既設の排水路その他排水施設(以下「排水施設」という。)に適切に排出できること。ただし, 前号アに掲げる建築物及び第1項第2号に掲げる建築物(自己の居住及び業務の用に供する建築物に限る。)の敷地内の下水を既設の排水施設に適切に排出できない場合にあつては, 規則で定めるところにより, その敷地内で処理できること。

4 (略)

- (3) 前条の規定により指定した土地の区域にあつては, 建築物の敷地の出入口が指定区間に接していること。

- (4) 規則で定めるところにより, 建築物の敷地内の下水(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第1号に規定する下水をいう。以下同じ。)を既設の排水路その他排水施設(以下「排水施設」という。)に適切に排出できること。ただし, 自己用住宅及び第1項第2号に掲げる建築物(自己の居住及び業務の用に供する建築物に限る。)の敷地内の下水を既設の排水施設に適切に排出できない場合にあつては, 規則で定めるところにより, その敷地内で処理できること。

4 (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項, 第35条の2第1項又は第43条第1項の規定による申請に係る許可の基準については, なお従前の例による。